

消費生活情報おかやま ～未成年者の契約トラブル～

岡山市消費生活センター
平成27年11月13日
(平成27年10月受付分)



平成27年10月に岡山市消費生活センターが受け付けした未成年者の契約トラブルは、計2件でした。その中からインターネット架空請求など実際にあった事例や全国的に発生している事例をご紹介します。

◆お小遣いが稼げる怪しいサイトに注意

事例：

SNSでお小遣いが稼げるというサイトを知り、会員登録をしたら「50万円譲る」というメールが男性から来た。「お金を受け取るには直接連絡先を交換しなければならない。正会員になってほしい」というので、5千円を支払った。

さらに「文字化けを解除する必要がある」とメールが届き、2万円を支払ったが、なかなか相手と連絡先の交換ができないうえに、追加で5万円を請求された。(高校生 女性)



🏠 アドバイス

- 知らない人から簡単な条件で大金がもらえるということはありません。「お金を譲る」「話を聞くだけでお金をあげる」といった相手とは絶対にメールのやりとりをしてはいけません。
- メールの相手はサイトが雇った「サクラ」である可能性があり、お金をもらうはずが、逆に何かと理由を付けてお金を請求されることとなります。後でだまされたと分かってもお金は戻って来ません。
- 少しでも変だと感じたら、消費生活センター等に相談しましょう(消費者ホットライン188)。

※(独)国民生活センター「子どもサポート情報 第93号」より抜粋

◆その他にはこんな相談も…

年齢	相談内容
16	高校生の娘が美容院でこの度発行された地域商品券を使おうと思ったら駄目だった。美容院のホームページでは利用できるかとあるのに納得いかない。
18	高校生の娘が、ネットで青汁を申込み現在2箱届いている。未成年者契約であり、取消が可能か。

ひとりで悩まず、まず相談！！

岡山市消費生活センター

岡山市北区大供一丁目1番1号
(市役所本庁舎2階)

相談電話：086-803-1109

相談受付：月～金 9時～16時(祝日、年末年始は除く)